

指定代理請求特約（変額個人年金保険用）

ご契約のしおり/約款

「ご契約のしおり」は、指定代理請求特約（変額個人年金保険用）についての重要な事項など、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくまとめたものです。特約の「約款」とあわせて、ぜひご一読いただき、内容をご理解いただきますようお願いいたします。

ご契約のしおり

指定代理請求特約（変額個人年金保険用）を締結（付加）することにより、年金受取人が年金を請求できない事情があるとマニユライフ生命が認めた場合、あらかじめ指定された指定代理請求人が年金受取人にかわって年金を請求することができます。

特約の付加

- この特約は、年金受取人が被保険者の場合、ご契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人。以下同じ。）のお申し出により、付加することができます。
 - ◆ 次の場合には、この特約を付加することができません。
 - ① ご契約者が法人の場合
 - ② 年金受取人が被保険者以外の方の場合
 - ③ 終身保障特約（変額個人年金保険用A型）が付加されている場合
 - ※ この特約のみを解約することはできません（指定代理請求人の指定を取り消すこと（指定の撤回）ができます）。

指定代理請求人

- この特約を付加した場合、ご契約者は、被保険者の同意を得て1人の方を指定代理請求人にあらかじめ指定してください。
- 指定代理請求人として指定できる範囲は下記のとおりです。
 - 被保険者の戸籍上の配偶者
 - 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - 被保険者の直系血族
 - ◆指定代理請求人は年金の請求時においても、上記の「指定代理請求人として指定できる範囲」のいずれかに該当することが必要です。

年金の指定代理請求

- 指定代理請求人が指定されている場合、年金受取人が年金を請求できないつぎのいずれかの事情があるとマニユライフ生命が認めた場合、指定代理請求人が年金受取人にかわって年金を請求することができます。
 - ① 傷害または疾病により、年金を請求する意思表示ができないこと
 - ② 上記①に準じた状態であること

指定代理請求人の変更指定・指定の撤回

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、マニユライフ生命所定の範囲で指定代理請求人を変更指定することができます。また、指定代理請求人の指定を取り消すこと（指定の撤回）ができます。
- 指定代理請求人が指定されている場合、つぎの契約内容のご変更手続きをされたとき、指定代理請求人の指定は撤回されたものとします。
 - ① ご契約者が法人に変更されたとき
 - ② 年金受取人が被保険者以外の方に変更されたとき
 - ③ 終身保障特約（変額個人年金保険用A型）を付加されたとき

指定代理請求特約（変額個人年金保険用）条項〈目次〉

○この特約の趣旨

第1条 特約の締結

第2条 特約の対象となる年金

第3条 指定代理請求人の指定、変更指定または撤回

第4条 指定代理請求人による年金の請求

第5条 被保険者が死亡した場合の年金の請求

第6条 告知義務違反による解除等の通知

第7条 特約の解約

第8条 主約款の規定の準用

別表1 請求書類

指定代理請求特約（変額個人年金保険用）条項

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が年金受取人の場合で、年金受取人が年金を請求できない会社所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が年金受取人の代理人として年金を請求することを可能とするためのものです。

（特約の締結）

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人。以下、同じ。）の申出により、主契約に付加して締結します。ただし、被保険者と年金受取人が同一人である場合に限りま

2. 前項の規定にかかわらず、主契約に会社の定める特約が付加されている場合、この特約は、付加することはできません。

3. この特約を締結したときは、保険証券（年金支払開始日以後は年金証書。以下、同じ。）に表示します。

（特約の対象となる年金）

第2条 この特約の対象となる年金は、主契約の年金のうち、被保険者と年金受取人が同一人である年金とします。

（指定代理請求人の指定、変更指定または撤回）

第3条 この特約を付加した場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、つぎの各号の範囲内で、1人の者を指定代理請求人にあらかじめ指定してください。ただし、保険契約者が法人である場合を除きます。

(1) 被保険者の戸籍上の配偶者

(2) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

(3) 被保険者の直系血族

2. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、変更指定後の指定代理請求人は、前項に規定する者の範囲内であることを要します。

3. 保険契約者が前2項の指定、変更指定または指定の撤回をするときは、請求書類（別表1）を提出してください。

4. 第2項の変更指定および指定の撤回は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

5. 保険契約者が法人に変更された場合、年金受取人が被保険者以外の者に変更された場合またはこの特約を付加した後

に会社の定める特約が付加された場合は、指定代理請求人の指定は撤回されたものとし

（指定代理請求人による年金の請求）

第4条 この特約を付加した場合、年金受取人が年金を請求できなかつぎのいずれかの事情があるとき（ただし、その事情があると会社が認めるときに限りま

(1) 傷害または疾病により、年金を請求する意思表示ができないこと

(2) その他前号に準じた状態であること

2. 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において前条第1項各号のいずれかに該当することを要します。

3. 前2項により、指定代理請求人が年金を請求するときは、請求書類（別表1）および第1項の事情を示す書類を提出してください。

4. 前3項により、年金が指定代理請求人に支払われた場合には、その後重複して年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

5. 第1項にかかわらず、故意に年金受取人を第1項第1号または第2号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

6. 年金を支払うために必要な事項の確認に際し、指定代理請求人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに

じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。

(被保険者が死亡した場合の年金の請求)

第5条 被保険者が死亡した後も、指定代理請求人は、被保険者の法定相続人である場合に限り、引き続き年金受取人の代理人として年金(被保険者の相続財産となるものに限り、以下、本条において同じ。)を請求することができます。

2. 前項により年金が指定代理請求人に支払われた場合には、その後重複して年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

3. 故意に被保険者を死亡させた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。

(告知義務違反による解除等の通知)

第6条 主契約にこの特約が付加されている場合において、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、保険契約者の住所不明等により保険契約者に通知できないときは、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)または主契約に付加されている特約に定める通知先のほか、指定代理請求人にも通知することがあります。

(特約の解約)

第7条 この特約のみの解約は取り扱いません。

(主約款の規定の準用)

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

項目	請求書類
1 年金の指定代理請求 <第4条>	(1) 主約款に定める年金の請求書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書
2 指定代理請求人の指定、 変更指定または撤回 <第3条>	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書(年金支払開始日以後は、年金受取人の印鑑証明書) (3) 保険契約者が被保険者と異なるときは被保険者の印鑑証明書 (4) 保険証券(年金支払開始日以後は、年金証書)

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

ご照会は

マニユライフ生命 変額年金カスタマーセンター

0120-925-008

受付時間/月~金曜日 9時~17時

(祝日および12月30日~1月3日は休業とさせていただきます)

マニユライフ生命保険株式会社

本社/東京都調布市国領町4丁目34番地1 182-8621
ホームページ/http://www.manulife.co.jp/

変額年金カスタマーセンター

0120-925-008 受付時間/月~金曜日 9時~17時
祝日および12月30日~1月3日は休業とさせていただきます。